

質問に対する回答書
首都圏中央連絡自動車道 幸手東遮音壁工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書12-1 支給材の数量 特記仕様書21-3-2 遮音壁の区分内容 設計図面 15～17/63</p>	<p>特記仕様書21-3-2に記載の支給材内容と設計図面の「※」記載の支給材の内容が異なります。 設計図面を正とすると以下の数量になります。 IV-C1-4(H=1m)MI(R1)(夜) : 金属製遮音板(上部)L=3960×32枚、金属製遮音板L=3960×32枚 IV-C1-4(H=2m)MI(R1) : 金属製遮音板(上部)L=3960×25枚、金属製遮音板L=3960×75枚 IV-C1-4(H=2m)MI(R2) : 金属製遮音板(上部)L=3960×12枚、金属製遮音板L=3960×36枚 IV-C1-2(H=3m)MI(R2) : 金属製遮音板L=1960×165枚となり、合計すると金属製遮音板L=3960は143枚、金属製遮音板(上部)L=3960は69枚、金属製遮音板L=1960は165枚となります。 設計図面を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>支給材について、設計図面が正であり、特記仕様書の数量に誤りがありました。支給材の数量については以下が正となります。 ・金属製遮音板(500×3960) : 143枚 ・金属製遮音板(上部)(570×3960) : 69枚 ・金属製遮音板(500×1960) : 165枚 上記については交付図書を訂正いたします。</p>